

商事保全事件のチェックリスト・記載例

東京地方裁判所商事部

第1 はじめに

当部では、東京地方裁判所で商事保全事件を専門的に取り扱う唯一の部として、部内や所属裁判官有志で構成する研究会（東京地方裁判所商事研究会）において、商事保全事件特有の問題点について検討、協議を重ね、その結果を「類型別会社訴訟Ⅱ」やそのアップデート版として「新・類型別会社訴訟」などにおいて公表してきました。また、商事保全事件の審理運営に関しても、ITを最大限活用しつつ、より合理的で迅速な審理・紛争解決に向けて様々な取組を試行しています。この度、そのような取組の一環として、既に当部のホームページ上で公表している会社訴訟のチェックリスト等と同様の手法により、上記の類型別会社訴訟シリーズに記載していた商事保全事件の申立書審査に当たっての審査事項ごとの留意点等をチェックリスト及び記載例にまとめ、当部のホームページ上に公開することにしました。これによって、申立書作成に当たって誤りやすい点の事前チェックを可能とし、争点整理をより合理的かつ迅速に行うことを目指しています（申立書等の補助的な資料として作成していますので、事案に応じて更なる検討を要するものがあり得ることに留意してください。）

事件類型としては、当部で多く見受けられる①株主名簿閲覧謄写の仮処分、②取締役等の職務執行停止等の仮処分、③新株発行差止の仮処分、④役員の地位を仮に定める仮処分の4類型について作成しました。

第2 使用方法

1 チェックリスト

「回答」欄をクリックして回答を選択してください。なお、末尾の自由記載欄については、裁判所への連絡事項がある場合、当該事案について、項目に沿った記載が困難である事情や項目の内容を適用すべきではない事情がある場合には、「回答」で「YES」を選択した上で、この欄に記載してください（このセルの行の高さを増やしたり、別紙に記載したりしても構いません。）。

入力済のチェックリストは、申立時にプリントアウトして裁判所に提出してください。

2 記載例

事件類型ごとの注意事項などを記載していますので、よく確認した上で申立書を作成してください。